

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病7月号

(通巻第111号)

関西労働者安全センター 1983.7.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- **焦点** 放射線被曝線量基準緩和に反対しよう ..... 1
- **連載** 労働と精神神経障害(7) ..... 3  
紀泉病院副院長 中山隆嗣
- '83全国フィールド合宿案内 ..... 7
- 針灸治療制限反対闘争 ..... 8
- 前線から(ニュース) ..... 9
- うちの組合 ..... 14  
☆林兼産業労組
- **特別報告** 坪内合理化粉碎 / ..... 16  
大阪地労委闘争勝利の意味するもの  
SSK(佐世保重工) 竹林伸幸

6月の新聞記事から / 13 夏期カンパのお願い / 裏表紙

■写真 / 林兼産業労組作業風景

# 焦点

## 被曝線量基準緩和に

### 反対しよう

#### 放射線関係法令改悪めざす放射線審議会

放射線下作業にたずさわる労働者が浴びる放射線規制の基準が大幅に緩和されようとしている。これは去る四月二〇日の放射線審議会総会で報告され明らかになったもので、現在同審議会で検討されており、七月中旬には関係大臣に具申され法令改訂の作業に入るといわれている。

審議会の打ち出した改訂の方向は放射線作業者の健康を保護することよりも、事業者・使用者の便宜をはかることに大きな重点がおかれている。その内容の要点を現行法令と対比したものが左の表である。

このように対比してみると、規制を緩和して放射線管理作業の大幅な簡素化をめざしていることは明らかである。

#### 被ばくしなかったことにならば被ばく労働者

①の、年間五レムを明記することは望ましいが、三カ月三レムの規定が廃止されるならば、これまでの「三レムまでなら浴びせてもよい」というような事業者の誤まった受けとめられ方から見て、「五レムまではよい」と受けとめられることは明らか

放射線被ばく線量基準緩和反対

学習集会

主催 全金大阪地本安全対策部  
反原発科学者連合  
岩佐訴訟を支援する会事務局  
日時：七月二六日(火) 午後六時  
場所：全金大阪地本

である。②の皮膚等の被ばくの限度が年間五〇レムというのは、ほとんど野放しと言ってよいだろう。

③の緊急被ばくの制限値をなくしたことによって、原発事故などの極端な場合の被ばくは、無制限ということになる。審議会基本部会は「制限値を設けるとそままでの被ばくを正当化することになる」というが、これでは事故の時「どんな被ばくも正当化される」ことになるだろう。また、「特別計画被ばく」として十レムの被ばくを正当化するのは、前記の考えと矛盾し必要性が全く明らかになっていない。

④では、作業条件を年間一、五レム

を越えるおそれのあるものと、そうでないものに分け、後者は測定、記録をしない。つまり被ばくゼロとみなすのである。これでは現在の原発被ばく労働者の八割以上の被ばくが記録上では、なかったことになかったことになるのである。低線量放射線の人体への影響については科学者間の論争があるところで、このような「スリ切り」は管理上の手抜きである上に証拠をイン滅する結果となる。

⑤は④と同じく、五レム以下の被ばく労働者の健診をばくくことにより、大幅な簡略化がなされ、安上がりになり企業を大いによこせ

## すべし

## 安上がり原発のため

このような改訂の方向は、国際放射線防護委員会(ICRP)が一九七七年に出した勧告がもとになっている

・主な改訂点の新旧比較・

	〔現行〕	〔改訂案〕
① 許容線量	3カ月につき3レムまで 集積線量 $D = (\text{年齢} - 18) \times 5$ (レム) (例えば25歳の人は、18歳以降、25歳までに $(25 - 18) \times 5 = 35$ レムまで被ばくできるとする。つまり年間にすれば5レムになる)	年間5レム
② 皮膚等の許容線量	皮膚のみに対して3カ月につき8レムまで 手、前腕、足、足首各々に対し3カ月につき20レムまで	水晶体(眼のレンズ)に対し、年間15レム その他の組織に対して年間50レム
③ 緊急時等	許容線量12レム	無制限 通常時の特例として「計画特別被ばく」を導入 1回10レム、一生で25レムまでを別枠で認める
④ 個人測定	すべての放射線作業員の外部被ばく線量を測定 記録を5年間保存する	年間1.5レムを越えるおそれのあるもののみ行なう 1.5レムを越えざるにないものは個人測定をしない 個人測定をしても年間0.5レムの記録レベルを越えなかったときは記録を残さず、ゼロとみなす
⑤ 健康診断	すべての放射線作業従事者に対し就業前と3カ月毎に一回 項目は、イ、皮膚 ロ、末しょう血液中の白・赤血球、血色素量又は全血比重 ハ、血液像 ニ、眼	年間1.5レムを越えるおそれのあるものは就業前及び年一回 1.5~0.5レムのは就業前のみ 0.5以下のものは一切なし 検査項目も左記のロのみ イ、ハ、ニは医師が必要と認めたと時のみ行なう

※1レムの危険性 ICRPの算定でも、1レムの被ばくに対し、1万人に1人がガン死する。マンクローソのデータでは1レム被ばくすると1万人につき10人がガンで死ぬ。

る。この勧告は世界的に多くの原発  
が稼動するという状況のなかで、それ  
を支えるために出されたものである。  
つまり、「可能な限り低く」という人  
体への影響をもとにした考え方と、  
（管理者にとつて）合理的に」とい  
う企業の利益をもとにした考え方と  
いうまったく別の問題を無理やりパ  
ランスをとらせ、「合理的」な被ばく

の容認を、権威をもって確立させよ  
うとしたものだ。  
そして報告は、これを企業の利益  
の側にもう一歩進めて、「スソ切り」  
ということまで打ち出した。これに  
よる法令改訂が実現されれば、一年  
間どれだけ被ばくがあつたかすらも  
不明になり、個人の被ばくと障害と  
の因果関係もつかみようがなくなる。

原発がすでに二五基稼動し、八一  
年度には一二、八八三人・レムの被ば  
くを受けるといふ現実を見ると、  
この改悪は何としても阻止せねばな  
らない。労働者の生命を踏み台にし  
て安上がりの原発を得ようとする動  
きに対する闘いを始めよう。

## 労働と精神神経障害 (7)

紀泉病院 副院長 中山隆嗣

えてみたいと思います。

労災の適用に、精神、神経障害を  
加えるか否かは、長年にわたり、闘  
い続けられて来たテーマです。

「自殺が業務上の負傷または疾病  
により発した精神異常のためにかつ  
心神経喪失の状態において行われ、し  
かもその状態が該負傷または疾病に  
原因しているときのみを業務上の死  
亡として取り扱われない」（昭和二  
三年、五月十一日、基収一三九一）  
という規定があり、どう考えても、  
「あの事故さえなければ死ななかつ  
たらうに」と考えられる自殺が、業

### 「自殺」について

### Mさんの場合

最近、神経症の受診が増加してき  
ていることは前にも述べました。そ  
して、その中に不幸にして、抑うつ  
状態のため「自殺」に及ぶ人達の数  
も確実に増加してきているのです。  
今回は、この「自殺」について考

務外と判定され、不服申し立ての闘いが組まれて来ましたが、多くは敗北してきた歴史が示しているように、当局は、厳密な因果関係論をたてに認定しようとしてきませんでした。

ここに、Mさんの場合があります。Mさんは三五歳、真面目で、き帳面な性格をかわれ、新しい部署に抜

きされ、本人も張り切って仕事をやりはじめたとたんに、朝出勤時、タクシーに追突され、いわゆる「むちうち症」になってしまいました。治療をうけ、約一カ月後リハビリをかねて出社し、働らこうとしたのですが、乗用車にこわくてのれない、運転できない（Mさんの仕事は車の運転抜きでは考えられない）ということで、再び休業してしまいます。この間通院治療は「一日も早く治って出社し仕事をしたい」というMさんの気持から、定期的に続けられました。また一カ月程して、頸部痛、頭痛が著しいため医者をかわり治療を続けましたが、一向に良好に向かわ

ず、むしろ悪化のきざしさ見えはじめ、また焦るMさんに追いつかせるように、不眠、脱力感、焦燥感が強まり、事故発生以来約三カ月後、妻や子供が出かけた後を見ずまして、ガス自殺を行い帰らぬ人となりました。

事故後の休業補償は、当然労災の適用をうけ、不安は全く見られていませんでしたが、Mさんは、医者を替わった頃から、たとえばどんな精神科の医者が見ても、十人が十人皆、明らかに抑うつ状態と考える状態となっていました。

不眠、焦燥感に加え、活気のなさ、食欲不振、はき気等、明らかな抑うつ状態は確実に進行し、Mさんは、次第に自信を失い、生きてゆく気力をなくして行ったと考えられます。

特に責任感の強いMさんには長期にわたって仕事場を離れ、仲間に迷惑をかけている自分、いつまでも良くならない自分に、腹が立つやら、なさないやらで、このようなMさん自

身の複雑な気持も、この抑うつ状態には決して薬とはならず、増々自殺へと追い込んで行く要因となったと考えられます。

抑うつ状態における自殺は、特に症状の初期と回復期に多く、極期には少ないと言われています。

この時期の自殺は、精神科にかかっている、既遂となる場合もあり（家族が警告信号を見落とすことが多いが）、ましてや専門としての精神科にかかっている必要はほぼ一〇〇%自殺は成功するといっても過言ではありません。

労災認定闘争の結果、Mさんの自殺は業務上として、大阪において特筆すべき勝利をおさめました。保険会社はなお抵抗を示し因果関係を認めようとはしていません。ただ精

神科の立場からのみ言えば、不幸にしてこのような形で自殺してしまつた人達の労災認定もさることながら「自殺させない」運動の輪をどのよう組織化するのかがという点が忘れられてはならないと思われます。

最近でこそ、精神科、神経科の外來は、以前と比較すれば、受診の機会はふえてきていると考えられますが、なお、精神科に対する偏見が、特に「自分は、または家族が精神病なんかではない」という意識が、たとえ周囲が変だと思つていても、精神科の受診を遅らせるか、または全く受診させないため、病者をむさむさ自殺に追い込んでしまつている場合が多く見られ、残念でなりません。

つまりMさんのようなケースを出さないようにする精神科との連携プレーが要求されると考えられます。

労災適用に関しては、いづれにしても、不幸にして「自殺」が成功した場合、これが、仕事上発生した傷

病が何らかの形で影響を与えておれば、業務上と認定されるべきと考えられるし、更に、その傷病が、正に精神疾患である場合にも認定されるように運動すべきではないかと思えます。

というのも、労働者の精神神経疾患は、特に中間管理職になる年令と入社後ぐらゐの年令をピークとして、情報の複雑化、合理化等を原因として、増加してきており、従つてこの意味においても、昇進、配転等によるうつ病もしくはうつ状態についても、ましてやこのために自殺してしまつた場合はもちろんのこと、業務上労災と認められなければならぬし、さもなくば「精神病は別のものだ」という精神病に対する差別偏見が、またまた助長され固定化されてゆく危険をはらんでいると言わざるを得ません。

## 第四章

### 今後の「精神医療」と

### 劣働運動

政府―法務省は、念願の「刑法改正―保安処分新設」のもくろみを一方で展開しつつ、他方において厚生省は、日本精神病院協会と密約を交わし、「臨調のおかげでもうけがへつた」とダダをこねる病院当局者に、人件費をかけぬ安あがりの医療―閉じ込め收容所化の許可を与え、また精神医療の引き込み線としての「收容施設」の認可を安易な条件の下に行わんとしています。

このような下に、精神病者は増々社会から排除され、その社会の片すみですら生きることを許されず、收容所と化した精神病院内でひっそりと息を引きとるといふ現象が、更に現実味を帯びたものとならんとしています。

しかし、私達は医療従事者―患者―家族三位一体となつて、この攻撃をはねのけていかねばなりません。大阪においても、各地にある家族会、患者会等が地域の公的機関（保健所等）を巻き込んで運動を展開しており、更に、数精神病院医療従事者と地域諸機関が集まり、「大阪地域精神医療を考える会」を結成して、約十年にわたる運動をねばり強く続けてきています。

このようにして全国各地に一人でも多く、一つでも多くの機関が、精神病者を理解し、共に闘って行こうとする輪を広げてきています。

資本家達の露骨な人間管理体制は、非人間的処遇の故に、労働現場において多くの疾病を生み出し、精神疾患とても決して例外でないという認識を出発点として、病者を絶対に死に追いやらない闘いをねばり強く行つてゆかなければならないのではないのでしょうか。

現代社会の落とし児としての抑う

つ状態は、必ず「死」というすべての終局をかいま見ながら消長してゆきます。「自殺」という点においては、精神分裂病における頻度よりも多いかも知れません。

不幸にして「死」を許してしまつた人達は、この「死」を、死者の告発として厳粛に受けとめ、全知全能をかたむけて死者の告発に応えてゆかねばならないでしょう。

このような闘いこそ、差別分断を策動する資本家達のもくろみに鉄槌を食らわす突破口となるのではないのでしょうか。

# 保育労働者の 職業病を 克服するために

入門用テキスト  
学習会に最適!!

A5版 33ページ

申し込みはセンターへ

..... 頸肩腕障害篇

発行・大阪市職労民生局支部

協力・関西労働者安全センター

・(医)南労会 松浦診療所

臓器別に分断された医学を超えて  
労働現場から問い直す

# フィールド合宿

## 関西

I 南大阪 ＊ 尼崎 7.20(水)～7.23(土)

(費用 1泊1,000円程度)

7月20日 15:00 港湾労働者福祉センター集合  
 実行委あいさつ  
 18:00 平坂氏(全港湾関西地本書記長)による講演・討論  
 20:00 班ユース説明・班分け・班別学習会  
 7月21日・22日 (班別フィールド活動)  
 5班  
 7月23日 10:00 講演  
 「南大阪の労働運動と医療実践」  
 13:00 班別総括  
 15:00 全体総括  
 16:30 解散

II 奈良県十津川村

7.24(日)～7.27(水)

(費用 1泊4,000円程度)

7月24日 15:00 近鉄八木駅前集合  
 16:00 十津川村到着  
 17:00 講演・スライド上映  
 25日 5:00 山林労働現場見学  
 18:00 振動病患者の話し合い  
 26日 9:00 村立診療所見学  
 13:00 村役場担当との話し合い  
 18:00 講演(全杯野 他)  
 27日 9:00 総括  
 13:00 十津川村出発  
 16:00 八木駅前にて解散

全国フィールドとしては2回目になり、内容も豊富なものとなりました。南大阪フィールド合宿は、今回「振動病」を主なとりくみとした奈良フィールドとあわせて関西フィールドとして企画されています。多数の学生諸君の参加を。

### 大分 7.28-30

農村地帯の地域  
医療／職業病多  
発地帯の健康調  
査

### 高知 8.10-15

出稼労働者の健  
康調査  
塵肺・振動病

### 関東 7.26-29

現場の見学・労  
働体験と労働組  
合との交流  
リハビリセンター・と場

申し込み、問い合  
わせは、関西労  
働者安全センタ  
ー受付、実行委事  
務局まで。



# 治療制限の



# 緊急避難の

## 大阪局内でも不満出始める

## 特例を認めろ

大阪労基局は三七五号通達の厳正実施をとまえ、管下監督署に対してしめつけを強化しているが、治療制限による矛盾は余りにも明らかなため、本首からの命令をこり押しする局の対応に署からの不満も出始めている。

労災課長等が局に出むいて質問なり意見を上げているが、まともにとり扱われないということである。

一方、このように署に対しては厳正実施しかいわない局労災管理課長も、我々との交渉では柔軟な対応をしてくている。六月十四日に南労会

この間、三月末をもって針きゅう治療を打切ったことの不当性について監督署との交渉を継続しているが、これに対応して局ではかなりの回数で労災課長会議が開かれている。そ

運営委員会で交渉した時には「通達の枠が拡がることはいいことだと考えて対処する」と述べたり、課長会議では主治医の調査は局で行うので署ではするなといったのを「署

の中では、振動病の通達は例外ではないのかとか就労中の被災者はどう取り扱うのかなど数々の質問が出されたが、局は本首からの指示を守れ

でやってもらっても構わない」と修正している。局内では命令によりしめつける一方で、外部の我々には一定理解があるかのようなポーズをと

とくり返すのみで、明確な回答はなかったということである。署からは

という矛盾した対応をさらけ出している。これこそ正に、大阪局自身

が通達の矛盾を感じているからに他ならない。

六月二〇日、天満署と総評北地協との交渉では、肝臓障害で鎮痛剤を使うことは好ましくない被災者の事例が出され、このような被災者は針きゅう治療を打切られたらどのような治療を行っていくべきか見解を示せと追及した。署はこのような特殊な事情のある者については、主治医の調査をした上で今後の治療指導に対する見解を出すことを約束した。

六月二三日は西野田署との交渉が行なわれ、農薬中毒の被災者の問題が出され、局に特例の上申をすることを約束した。

今後、他の署においても具体的事例を上げて交渉を開始していく予定である。

# 前線から

## 柏木労災 I I I I I

### I 審査請求へ I

## 東大阪 天王寺労基署警察 導入を謝罪す……

・全金協和精工支部・

前号「焦点」

で紹介した天王寺労基署の

警察導入問題

について、六

月一四日に全

金大阪地本、衆議院議員上

田卓三事務所等と大阪労基

局との話し合いがもたれた。

この話し合いの中で局は

今回の事態をふまえ、六月

八日に署長会議を行い「原

則として警察権力を導入す

へきてない一ことを徹底し

たことを表明し、天王寺労

実があり、警備要請こそし

ていないが、警察をたより

に問題解決をはかる考えが

あったことを認めた。

交渉は多少の事実経過に

ついてのくい違いがあった

ものの、大阪局も非を認め

たものと考え、今後このよ

うな異常事態をおこさぬよ

う強く要請して終了した。

また、天王寺署とは、六

月九日に署長との交渉が行

なわれ、柏木氏の件に関し

ては、私達の提出した意見

書については審査請求の際

に特段の配慮をしたので

審査請求をしてほしいとの

要望が署から出された承す

ることになった。最後に署

長より、混乱を招いたこと

についての謝罪が表明され

交渉を終了した。

柏木氏の審査請求は、六

月二四日に大阪労働保険審

査官に提出し、審査官段階

での闘いを開始した。

ンガン中毒新認定基準につ

いての要望書」を提出した。

マンガン中毒の認定基準

が制定されたのは昭和三八

年であるが、植田マンガ

を始め、京都、愛媛県等

次々と被災者の発見が続く

なかで、運動を進めてきた

団体からその不充分性が指

摘されていた。また、昭和

## 大阪

### マンガン中毒

### 新認定基準

### 局へ要望書提出

植田マンガン原告団など11団体

六月三〇日、植田マンガ

ン訴訟原告団、同支援する

会、関西研究者交流会、安

労働省労基局長あての「マ

三三年の労基則三五条の改訂に伴い、逆に認定枠が狭まるに及び、大阪の関係団体を中心にその改善を求め運動が続けられていた。

しかし、労働者は新基準作成に向けての専門家会議を設置し、昨年六月の報告を受けて本年一月五日、基発第二号として発表したものである。これは我々のこれまでの要求をほとんど取り入れていないばかりか、産衛学会が許容濃度として示している五ミリグラム／立米という基準を認定基準に新たに盛り込むなど実態を無視したものである。

今回の要望は以下の通りであるが、ほぼ同趣旨の要望書を同日産衛学会理事長あてにも送付した。

一、作業環境濃度を認定要件から外すこと。

二、筋力低下、筋肉痛などの症状を加えよ。

三、精神神経症状の初期症状として取り上げられる

症状については再検討す

すと共に、早期発見、早期対策という考う方になって、初期症状が認定困難という判断をあらためること。

四、「マンガンによる健康障害に関する専門家会議」の報告書を我々に公開せよ。

五、マンガン中毒患者及び関係諸団体の意見を聞く場を設けよ。

# 大阪

## 三期労災職業病闘争講座

### 南講式に50名

六月二二日、大阪労金本店(森ノ宮)において、安全センター第三期労災職業病闘争講座がスタートした。

参加団体には全金、全港湾、労金労組など民間組合をはじめ、全通、市職、市従等官公労の参加もあり、

当日の開講式には二〇団体、約五〇名の参加者があった。まず、山本議長よりあいさつが行われ、一般的な

一期、二期とは顔ぶれも変わり、労災職業病闘争への関心の高さを示している。本講座は、前期一医療編

な労働戦線の右傾化のなかで労災職業病闘争がいかに

が七月二七日まで行われ、引き続き九月二一日からは

あるべきかについて述べられ、その後、現在高裁段階

後期一運動編が開始されるわけであるが、事務局では

で闘いを展開している岩佐

この講座を通じて、より多くの職場・地域で闘いが拡

らスライド「隠された原発

がることを目指し、より実践的な内容をとりあげてい

の報告がなされた。

く予定である。

# 大阪中央

## 中谷脳卒中労災

### 中央労基署交渉に二〇名

・大阪国保連労組

七月六日、大阪国保連労組の中谷氏の脳卒中の労災認定問題について、当該労組を中心として、総評東地協、安全センターの三者は中央労基署と交渉をもち、組合側は約二〇名が参加した。

既に五月二五日に行なわれた交渉の結論として、署側は一高血圧症であった中谷氏にとって発作を起した五七年七月の業務は量的にみて相当負担が大であったことを認めており、後は医学的に矛盾が生じるか否かだけが争点として残っていた。署側は既に局医に意見

次長が交渉に出席したが、最初は「精神的ストレスの強度判定が難しい」とか「残業が少ない」とか既に論議済みの問題をもち出したが、東地協の北井議長を先頭に参加者からの厳しい批判を受け、最終的には「現在白紙だが、五月二五日の見解は変えない」との合意に達した。引き続き闘争の前進が必要である。

を聞いているが、組合側は回答が寄せられないため、松浦診療所の医師意見書を提出すると共に、今回の交渉が行なわれたものである。署側は今回始めて署長、

うちに認定が決った。森田氏は、七九年二月十六日に会社より自転車帰宅中に雪道でスリップし、セキツイ損症となった。しかし、通勤災害として救済できることも知らされずに、生活苦と闘いながら治療を続けていた。阪南労災被災者の会では昨年十月より院内で労災相談活動を始め、森田氏もそこにきて始めて通勤災害であることがわかった。

早速、同会、阪南中央病院、関西労働者安全センターが協力して、四年前の事故の調査をおこない、意見書としてまとめ労災申請をおこなった。森田氏の労災認定は同会の地道な相談活動の大きな成果であり、今後の活動に大いに励みとなるものであった。

# 阪南

## 四年前の通勤災害

認定される

### 地道な労災相談活動が実る

・阪南労災被災者の会

六月二日、阪南労災被災者の会は森田氏の四年前の通勤災害の労災申請を窓口労基署に行なった。申請を

六月二日、阪南労災被災者の会は森田氏の四年前の通勤災害の労災申請を窓口労基署に行なった。申請を

ともあり、二日とたたない

# 八尾

## 板金工の脳内出血

### 審査請求へ……

板金工の中川氏は、昨年二月、神戸市内の作業現場で鉄パイプに足をすべらせ転倒し、直後に脳内出血をおこして右半身不遂となった。中川氏は天満労基署に労災申請をしたが、外傷がないことと業務の過重性がないとして十月一日業務外となり、大阪労働保険審査官に審査請求を行なった。

中川氏から相談をうけたいのちとくらしを守る会八尾事務所から安全センターに相談があり、センターとしてもとりくむことになった。中川氏の被災現場である神戸市博物館への現場調査

等を行ない、被災場所は狭くてうす暗く、床一面に鉄パイプが並べられており、転倒する危険性は常にあったこと、また中川氏は以前にも落下事故で腰を痛めて

おり、医師からも「今度腰を打ったら車イスになる」と言われていることもあり、転倒による精神的ショックがかなり大きかったことがわかり、業務上の脳内出血であるとの結論に達した。近々これらをいのちとくらしを守る会と共同で意見書としてまとめ、審査官に提出することになっている。

# 大阪

## 臨床医学講座に二〇名

### 労災職業病の現実が

### 現役医学生のために

労働・生活の場から病いを見つめる臨床医学講座の第一期・労災職業病が六月一八日で第三回を数えた。

これは医学生を対象とした「労災職業病闘争講座」と言うべきもので、大学内で「患者を学問の対象として

見る」というような医学のこう水のなかで、労働現場の疾病が新鮮な感覚で受けとめられている。

第一回「職業性中毒」に続いて、六月四日には「振動病」、六月一八日には「放射線皮膚炎・タールピッチによる障害」が行われ、延べ二〇名の医学生が参加した。スライドや実際の被災者の訴えなどを交えた豊富な講義内容は、労働に起因する病いの実態を生々しく伝えた。

今後、第四回以降は「じん肺」「腰痛・頸肩腕障害」「脳卒中・心筋硬そく」「精神疾患」などが九月より行われる予定になっている。このとり組みを契機にした医学生の「労災職業病」戦線の拡大が大いに期待される。

# 六月の新聞記事から

六・五 福井県内の各原発にたまつた放射性廃棄物がドラム缶で八万三千本以上になっていることが判明

六・六 第八回「全国公害被害者総決起集会」開催（東京）

六・一二 電話線埋設工事現場で土砂が崩れ作業員一人生き埋め（東区）

六・一三 ホッスル寮の女子社員が転勤拒否による職場での「村八分」の禁止を求め神戸地裁に仮処分を申請

六・一五 大阪市公害審が大気中の窒素酸化物の基準を国並みに緩和することを市長に答申

六・一七 茨城県東海村にある核燃料開発事業団再処理工場分析所で作業員二人が放射能汚染を受けていたことが判明

六・二〇 ガス管取り換え工事現場で爆発事故、作業員六人負傷（福島区）

六・二三 尼崎にある金属表面処理工場が基準の二千倍のシアンをたれ流していたことが判明

六・二三 一九五〇年代に徳島大医学部で精神障害者に対し毒性の強い二硫化炭素を使い人体実験が行われていたことが判明

六・二四 地下鉄の線路上で作業をしていた保線区員が電車にはねられ死亡（守口市）

## 労災保険による 針灸治療の制限反対



——行革に名をかりた労働省の悪いらつな攻撃をはねかえそう——

発行：関西労働者安全センター

A5判 21ページ

頒価一冊百円

十冊以上のとき送料当方負担

# 組合のつら

林兼産業労働組

(港区)

## 会社の概要

林兼産業株式会社とは昭和十六年一月十六日に設立され、下関に本社を、大阪、郵城に工場を有し、鹿児島から東京に至る地域に十七カ所の

営業所を設置し、主に大洋漁業の販売網(は)ハム・ソーセージ、(は)配合飼料)と独自の販売網(キリシマハムのブランド名で畜肉製品)を通じて経営しています。

会社の資本金は四十四億五千五百万円で、従業員数は一五一五名となっております。特徴点としては中部資本によるオーナー経営で関係小会社として、林兼畜産(下関)資本金四億円、従業員三四〇名、畜産資料。林兼缶詰(熊本)資本金五千万円、従業員一〇〇名、缶詰冷食等。株式会社林兼商会、資本金一億八千万円、従業員一五名、不動産業務等。他に小会社を三社有し、すべて現社長の中一部一次郎が社長となり役員は林兼産業の経営者が兼務しています。

## 組合の結成と

### 分裂攻撃

林兼産業労働組合の結成は、昭和

三〇年一月ですが、昭和四七年現中央書記長が青年、婦人労働者の支持を得て組合の執行権をにぎるまでの一七年間は会社の言うがままの御用組合で、組合役員になり任期が終わると次は管理職のポストが待っているという具合であった。当然の事ながら職務給制度であり、会社側の人間はホクホク顔、反会社側はいつもマイナス査定、婦人労働者の賃金は上がらず、労働条件は劣悪で冷蔵庫の中で仕事をさせられ生理が止まった人もいた。執行権をにぎってからは闘う組合作りに着手し、組合規約の全面洗い直し改訂実施等、ユニオンショップの締結、定年延長、そして分裂の原因となった職務給撤廃(同一年令同一賃金)を五四年秋闘で会社に合意させました。しかしいったん合意したにもかかわらず「約束したおぼえはない」などと言いつつ、争議は長期化し約半年に渡った。長期化するにつれ組合内には反組合的な人もおり、当然会社が目をつけな

いはすがない。昭和五五年五月一日、ついに組合分裂。人数的には半数が第二組合に流れたが七五〇名は第一組合に残った。しかし大阪支部においては第一組合二〇名、第二組合一六〇名という圧倒的少数になつてしまつた。それからは一組少数というこゝで会社と第二組合一体となつた第一組合攻撃が始まつた。一番皆んながつらかつた時期です。「あいつらは人間じゃない。クソツタレ殺したるかいな。こんな会社メチャクチャにしてやめたるか」と何度思つたことかわかりません。

## 地労委闘争で勝利！

しかし、そんな思いも総評港地協に加入してからは大分やわらぎましたが会社からの攻撃は止むことはなく、支部から団交申し入れをしても応じないことから、全金田中機械支

### 資 料

#### 命 令 書

申立人 下関市大和町二丁目四番八号

林兼産業労働組合

代表者 中央執行委員長 清水愛国

被申立人 下関市大和町二丁目四番八号

林兼産業株式会社

代表者 代表取締役 中部一太郎

上記当事者間の昭和五六年(一)第六四号事件について、当委員会は、昭和五七年九月二二日の公益委員会議において合議を行った結果、次のとおり命令する。

#### 主 文

一、被申立人は、昭和五六年六月二五日付けで申立人の大阪支部から要求のあつた事項のうち下記の事項について、被申立人の大阪工場において、申立人の大阪支部と速やかに団体交渉を行わなければならない。

#### 記

① 考課査定について

② 臨時工・パートタイマーの労働安全について

二、被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

#### 記

年 月 日

林兼産業労働組合

中央執行委員長

清水愛国 殿

林兼産業株式会社

代表取締役 中部一太郎

当社が、貴組合員今福義幸氏の主任業務を、当社大阪工場食品製造課課長代理に代行させた件について、当社大阪工場が貴組合大阪支部と団



部の大和田委員長、全金大阪亜鉛支部の橋井委員長に代理人をお願いし大阪地労委へ救済申し立てを行ないました。内容は支部長の主任業務の剥奪、考課査定の実施内容について、パートタイマーの労働安全について、この三件でしたが大阪地労委の命令は組合の圧倒的勝利で終わりました。しかし、会社はこれを不服として中労委に再審査申し立てをし、再び

今年一月争いました。結果としては「条件付きで支部団交権を認める」と言うことで和解しましたが、その後会社は不当配転攻撃をかけてくるなど、手をゆるめることはありません。

体交渉を行なわなかったことは、大阪府地方労働委員会において、労働組合法第七條第二項に該当する不当労働行為であると認められましたので、今後このような行為をくり返さないように致します。

三、申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

## 特別報告

# 坪内合理化粉砕！

## 大阪地労委闘争勝利の意味するもの

・SSK労働者 竹林伸幸・

本年五月十九日、「全員参加の社員研修に私だけに参加させないのは会社が私の組合活動を嫌悪したためである（不当労働行為の成立）、従って会社は陳謝して、二度とくり返

すな」という私の大阪地労委への訴えは、表現上の変化はあっても、基本的な点では勝利することができました。

今回の闘いは、労資協調路線を歩む労働組合・労愛会がバックに存在するわけではなく、いってみれば、「巨象にいどむ一匹のアリ」のごとく、あの坪内合理化に対してたった一人の労働者が闘いをいどんだようなものでしたから、今回の大阪地労委における勝利は、私にとってはもろろのこと、全国で闘っている仲間（とりわけ少数派の仲間）にとつて大きな意義があったと確信しています。

ただ今回の訴えが、普通の賃金差別や不当解雇とはやや異なるため、

本問題を理解してもらおうためには、やや歴史的にさかのぼってその背景から説明する必要性があるかと思えます。

## 坪内体制化の

## 労資アベック合理化

七八年、折からの造船不況、会社倒産の危機の中で、坪内社長が「救済主」として登場してきました。救済の中味は、労働者に対する徹底した合理化（三年間、一、賃金十五％カット 二、ベア、定昇、一時金全てゼロ 三、完全週給二日制から）土曜日出勤等）でした。しかし、坪内合理化の特徴は、これらの合理化に先行して「D・P」と呼ぶ坪内式社内研修（精神的・肉体的特訓）を全社員に実施したことでした。その内容は、会社の危機意識をおおって労働者意識を奪い、結局坪内社長に絶対服従を誓わせるというものでし

た。大声を出させたり、軍隊式規律を強制しただけでなく、時間的にも深夜にまで及びながら、「自主研修」という名目で、残業代も一切支給しなかつたのです。

私は自分にこの研修の番が回ってきた時、大阪の地より佐世保労基署に向け、本研修は労基法違反であるとの訴えを起しました。この時には労基署も見ると見かねたのか、会社に対して一定の是正指導を行ったのです。しかし、私がこの是正指導後に参加した研修でも、実態そのものはほとんど変わっていませんでした。

七九年二月には、労愛会は先に述べた合理化三項目を丸のみするのですが、この結果私たちの生活も職場も破壊され、退職者も続出します。ここまできて、あの七九年末から六〇〇時間のストとなったS・S・K闘争がおこり、この中で、労愛会も前記のごとき社員研修を拒否するというように一定変身したのです。

しかし、八〇年二月に闘争が終結

すると再び労資協調路線にもどり、様々な労資アベックの合理化がすさまじい勢いで開始されるようになりました。

## 自主研修という名の

## 無償労働

今回問題となった社員研修も、このような合理化攻勢の一環として八〇年末より始まり、八一年の始め私にもこの研修に参加するよう声がかかりました。私が会社はこの研修の内容をたずねたところでは「全員参加であり、午後五〜七時の二時間分の残業代は支給するが、時間外に早朝の体操と午後七時以降の夜間の自主研修があり、自主研究は宿題も出るし、全員参加してもらわなくては困る」というものでした。私が、自主研修というからは、本人が自分の意志でその参加か否かを自主的に決めるべきだ等と当然のことを主張

していると、会社が「そういうことでは本人の積極性がないし、他の研修生のじゃまになる」と述べ、研修自体への参加を拒否してきたのです。

問題の根本は、自主研修の名を借りながら、実状は無償の時間外労働を強制しているわけですから、八一年二月、再び天満労基署に労基法違反として訴えましたが、今度は何故か労基署は動こうとせず、理由にもならない理由をつけて私の訴えを却下したのです。

そこで、この年の五月、最初に述べたように、今度は少し角度をかえて、不当労働行為として大阪地労委に救済命令を求めたわけです。

## 中労委闘争に

### 力強い御支援を！

ちょうど二年かかった地労委での闘いは私にとっても驚くことばかりでした。会社側は東京の弁護士、左世保の勤労担当取締役までが大阪にやってきました。私の方も気鋭の三人の弁護士の協力を得たり、多数の傍聴者がかけつけてくれました。審問では、結局この研修問題だけでなく、会社の私に対する二〇年間にも及ぶ数々の不当労働行為（大阪営業所への不当配転、職場八分、役選への干渉等）を明らかにすることとなり、内容的にも私たちが圧勝する形で終わったのです。

この間にも「支援する会」も誕生

し、一人で始めた闘いは、今では多くの仲間の支援と連帯に支えられるようになりました。しかし、会社は今回の結論に反省するのではなく、五月中末中労委に持込み、今度は東京で再び闘いが開始されることになりました。

以上で荒っぽい報告としますが、もっと詳しい事情を知りたい方があったら御一報下さい。いろいろ資料を準備しています。また、中労委闘争は何よりも私にとって「兵糧攻め」として重くのしかかっています。皆さん方の力強い御支援をお願いします。

連絡 先

西宮市平松町二十五 竹林伸幸

(電) 〇七九八一三六一五六八九

# 合本 関西労災職業病

一五〇号・五〇一―百号  
全二巻

一五〇〇〇円

# 夏期カンパのお願い



短い春が過ぎ、いきなり夏に突入した感のある昨今ですが、社会情勢もいよいよ厳しいものとなってきており、労働運動、社会運動を担う者は全層の奮闘とそして大同団結が必要になってくるものと思えます。

さて、関西労働者安全センターは七三年の組織結成より数えて今年十年目を迎えたわけでありますが、各位の御協力により組織としての基礎的体制がようやく整い、労働災害職業病との闘いを通じて、労働者の生命と健康という基本的権利を守る闘いを推進する足場が形成できたと考えております。しかし、財政に関しては年々拡大する経費に収入が追いつかず、会費、機関誌購読料の基礎的収入に加えて各位からの臨時カンパに一定程度頼らざるを得ないのが現状であります。

毎年のことで恐縮には存じますが、運動を一步も後退させず、着実に前進させるために、夏期カンパへの御協力をお願いする次第であります。財政的にはどこも苦しいことは承知の上であります。趣旨御理解の上、上宣しくお願い致します。

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28